

豊岡市公共施設照明設備ＬＥＤ化業務仕様書

1 業務名

豊岡市公共施設照明設備ＬＥＤ化業務

2 目的

本市公共施設で使用中の蛍光灯等について、消費電力の低いＬＥＤ照明に交換することにより、二酸化炭素（ＣＯ２）排出量の削減及び電力料金の縮減を図ることを目的とする。

3 業務概要

- (1) 受託者は、施工にあたり必要となる関係法令に基づく届出等の手続事務、施工管理及びその他の関連業務を実施する。
- (2) 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、撤去した設備・資材等を適切に運搬・廃棄する。
- (3) 屋内照明設備の照明器具のうちＬＥＤ化がされていないものについて、原則として全てＬＥＤ照明への更新を行う。現在、管球を取り外し、点灯を間引きしている照明器具についてもＬＥＤ照明への更新を行う。（屋外照明（建物の壁面等に設置している照明は除く）、舞台照明、誘導灯、非常用照明は対象外とするが、非常用兼用照明（電源内蔵型に限る）は対象とする）

4 対象施設

本市が指定する公共施設 28 施設（資料１「豊岡市公共施設照明設備ＬＥＤ化業務 対象施設一覧」のとおり）

5 履行期間

本契約締結日から 2028 年 3 月 13 日（月）まで

6 提出書類

提出書類については、書面による提出とする。

(1) 契約締結時の提出書類

- ア 契約書
- イ 業務主任技術者届・略歴書
- ウ 配置業務責任者・技術者等選任通知書
- エ 業務工程表

(2) 工事着手前の提出書類

- ア 業務体制及び連絡体制表
- イ 使用器具提案書
- ウ 納入仕様書
- エ 業務計画書（作業、試験の計画含む）
- オ 見積書（細目明細含む）

※ 市の承諾を受けた後に施工すること。

(3) 施工時提出

ア 作業月報及び作業工程表（月間）

イ 議事録

(4) 該当する場合のみ

ア 業務の一部を第三者に委託する場合は、次の書類を提出すること。

① 再委託（変更）承諾申請書

② 暴力団等排除に関する誓約書（再委託契約の受託者用）

③ 契約書の写し（再委託契約の受託者用）

7 業務内容

対象となる公共施設の照明器具の設置状況を踏まえて、自ら行った提案を基に、本業務に係るＬＥＤ照明器具の更新について、本市と合意した内容で実施するものとする。

業務の実施にあたっては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）をはじめ必要な法的資格等を保有していること。

- (1) 受託者は、業務の履行上の管理を行う業務責任者を配置すること。また、建設業法第 26 条の規定による電気工事に係る主任技術者又は監理技術者を配置すること。
- (2) 受託者は、契約後速やかに全対象施設に対する現地調査を行った上で、施工検討を行う。（資料 2「施設照明概数 一覧」に記載の数量は参考とし、現地調査の上、寸法・仕様・数量等について施設ごとに確認すること）
- (3) 施設ごとに、使用器具提案書、納入仕様書、業務計画書、見積書等を作成し、本市の承諾を受けること。また、承諾を受けた施設より、施設内での作業の具体的な日程調整を受託者により行うこと。
- (4) 現場施工について、作業計画書に沿って実施されているかを管理し、作業の進捗状況について毎月初めに本市担当者へ書面報告すること。また、作業中の施設において本市担当者が施工方法等の確認を行う場合がある。
- (5) 作業完了後の施工及び性能・品質確認については、事前に本市と協議の上、作成した試験計画書に基づき確認を行うこと。
- (6) 作業完了後に施設ごとの完成図書及び完成図を作成し、施工写真と合わせて本市に提出すること。なお、完成図は照明器具の個数と設置場所が分かるように作成すること。また、提出後に本市の確認を施設ごとに受けることとする。
- (7) 本業務完了後及び部分引渡しの際は、速やかに本市の検収を受けること。検収の結果、補修等が必要と認められる場合は、受託者は直ちに補修等を行い、再度検収を受けること。

8 ＬＥＤ照明器具の仕様

(1) 一般事項

ア 本業務におけるＬＥＤ照明器具の更新とは、原則として、既設照明器具の改造等部分的なＬＥＤ化ではなく、照明器具の本体を更新することでＬＥＤ化するものである。また、設置した照明器具が地震等により落下した場合の被害リスクを軽減する観点から、直管ＬＥＤランプ

搭載器具を採用しないことを原則とする。

イ 公共施設用照明器具（JIL5004）を製造しているメーカーより選定すること。また、公共施設用照明器具の導入実績がある国内のメーカーの製品であること。

ウ 製品のメーカーは、ISO9001（品質）及び ISO14001（環境）認証を取得していること。

エ 照明器具及び光源（LED）は新品であること。

オ 対象施設内の既設照明器具がLED照明器具であっても、設置後の年数が10年を経過している場合は、本市と協議の上、事業の対象とする。

カ 照明器具について、管球を取り外し、点灯を間引きしている場合は、本市担当者に報告し協議した上で、LED照明器具への更新を行うこと。

キ 既設照明器具が防雨・防湿・防塵器具の場合は、同等以上の性能を有する器具を設置すること。

ク 企画提案書に示した性能を満たすLED照明器具を使用することとし、本市の担当者に事前に使用器具提案書を提出の上、承諾を得ること。

ケ 使用を想定している全ての種類の照明器具を、一つのメーカーが製造していない場合があることから、設置する照明器具は、複数のメーカーの製品を組み合わせることも可能とする。ただし、後年度に保守管理が混同しないように、照明器具の種類（ベースライト、ダウンライト、ブラケットライト、高天井照明等）ごとに同一メーカーの製品で統一することとする。

コ 照明器具の保証期間は、3年とし、保証期間内については、交換費用を受託者において負担するものとする。ただし、受託者が委託者に提出した企画提案書において3年を超える保証期間の提案を行った場合は、本市担当者と協議し決定するものとし、当該保証期間内は、費用を受託者において負担するものとする。なお、保証期間の始期は本市担当者と協議の上、決定する。

サ 保証期間内に市の責めに帰すことができない事由により照明器具の不具合が発生したときは、迅速かつ適切に器具の取替、代替及び修理等を行うこと。ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、火災その他の自然的若しくは人為的な事象の発生により受託者の責めに帰すことができない場合は、この限りではない。

(2) LED照明器具の性能・構造

ア 光源（LED）寿命 40,000 時間以上（光束維持率 70%以上）の製品であること。

ホール等で高天井照明器具を採用する場合、光源（LED）寿命は点灯時間 60,000 時間以上（光束維持率 85%）以上の製品とすること。

イ 照明器具の光色、照度については、既設照明器具と同等以上の仕様とし、照度計算により確認すること。光色・照度が異なる箇所については、事前に施設担当者に確認を行うこと。また、現地調査において特殊な高演色ランプ等を使用している場合は、施設担当者と協議の上、仕様を確定すること。ただし、金額に影響する場合は、本市担当者に事前に相談、確認すること。

ウ LED照明器具の使用にあたり、ちらつきや電波障害等の問題が生じないこと。また、LED更新後において、グレアにより使用に支障をきたす場合は、グレア低減対策を検討し、早急に改善を行うこと。

9 更新作業に関する仕様

(1) 現地調査・設計

ア 本業務は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版」を適用する。なお、標準仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない場合は、製品の製造メーカーの仕様による。

イ 現地調査を行うにあたり、施設内での作業の具体的な日程調整を受託者により行うこと。

ウ 現地調査について、施設内の既設照明器具の位置・器具種別・灯数・消費電力等を把握するとともに、電灯分電盤における回路番号についても把握すること。

エ 現地調査後、施設ごとに使用器具提案書、納入仕様書、業務計画書、見積書等を作成し、本市の承諾を受けること。また、更新に際して見込まれる省エネの効果についての資料も併せて提出すること。

オ LED更新作業に従事する者は、電気工事士法に基づく有資格者とする。

カ LED更新作業にあたっての安全管理については、施設担当者と十分に協議を行い、作業計画書に反映させるものとする。安全確保に必要な措置については、受託者の負担により行うものとする。特に、夏季における作業は、現地調査から施工完了までを通し、休憩時間の確保や水分補給、高所作業時の暑さ対策等に十分配慮すること。

また、作業に伴い発生した施設の不具合や事故等についても、受託者の負担により行うものとする。

キ 作業に伴う足場について、その設置に伴う費用は受託者が負担するものとする。また、事前に設置期間や設置方法等について、施設担当者と協議の上、作業計画書に反映させるものとする。

ク 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等については、事前に施設担当者と協議の上、作業計画書に反映させるものとする。

ケ 既設照明器具の撤去後の処分方法について、業務計画書に記載し提出すること。

コ 停電等、施設運営上の必要な機能を停止させる場合には、事前に施設担当者と調整すること。

(2) 現場施工

ア 照明器具の設置については、使用する照明器具メーカーの据付要領に準拠することとし、電気事業法等の関係法令を遵守することとする。また、上記以外の作業（足場の設置等）についても、施設担当者と協議し、作業全体を通して施設運営に支障のないよう実施すること。

イ LED器具の支持については、既設支持材（吊りボルト等）の再利用を原則とする。ただし、劣化が認められる場合は、支持材の更新を行うこととする。また、既設支持材がない場合は、安全に配慮した方法で実施するものとする。

ウ 埋込型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の埋込寸法による隙間が生じないように処置を行うこと。また、露出型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の取り付け跡が見えないように配慮すること。

エ LED更新作業の前後において、当該照明回路の絶縁測定を実施、作業による絶縁劣化がないことを書面及び写真で報告すること。また、照度についても同様に施工前後で測定を行い、書面及び写真で報告すること。ただし、作業後に照度が下回る可能性がある場合は、作業前に本市担当者へ現状の照度以上となる提案を行うこととする。

- オ 撤去した既設照明器具について、PCBを含むものがあった場合は、報告書を作成の上、使用時に提出すること。PCBを含む安定器等があった場合には、取扱いについて本市担当者と協議するとともに、完成図書により報告すること。
- カ LED更新作業において、照明器具以外に使用する材料についても全て新品を使用するものとする。
- キ LED更新作業に際して、既設天井ボードを開口する必要がある場合で、アスベスト含有の有無を調査する必要がある場合は、本市担当者に結果報告の上、関係法令に準拠した適切な方法で作業を行うものとするものとし、取扱いについては、本市担当者と協議し決定する。
- ク 作業中は粉塵の飛散に十分注意をし、必要な養生を行うこと。机や椅子等の養生や移動については、施設担当者と協議の上、その方法について決定すること。
- ケ 作業完了後は床等の清掃を行うこと。
- コ 作業に伴う電力の使用については、原則として、施設内のコンセントを無償で使用できるものとするが、電源コードリールに漏電対策を備えたものを使用し、施設側に対して影響を及ぼさないこと。
- サ 設置作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。
- シ ホール等における高天井照明器具については、施設利用の用途により照明器具の破損が考えられる場合はガード付きとし、メーカーの推奨する方法で取り付け、金属製ワイヤー等を使用し、落下防止措置を施すこと。
- ス 既設設備でオートリフタを利用している場合、電源ケーブルを分電盤の端子にて切り離して分電盤より抜去とし、分電盤からオートリフタ盤までのケーブルは残置とすること。
- セ 施設運営に支障が出ないように作業を行うこと。施設利用者等の動線について配慮し、安全に通行できる状態を確保すること。
- ソ 特に騒音等が発生する作業は、施設担当者と協議の上、施工を行うこと。
- タ 接地線がないなど既設電気設備に不具合が発見された場合は、本市担当者及び施設担当者に報告の上、協議すること。
- チ 現場作業時間については、施設担当者と協議の上、決定すること。
- ツ 重要な情報を保管する部屋の作業については、施設担当者の立会いが可能か協議の上、決定すること。

10 委託料について

- (1) 委託料は、2027年度において、本業務の完了検査後、請求に基づいて支払うものとする。
- (2) 豊岡市公共工事前金支払取扱要綱（平成22年豊岡市告示第203号）に基づき各会計年度の出来高予定額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、2026年度については、出来高予定額は0円のため前払金の請求ができない。
- (3) 現地調査・設計・施工までのすべての業務が完了し、完成確認を受けた施設について、2027年度において部分払を請求することができる。ただし、この請求は、契約の履行期間中10回を超えることができない。
- (4) 現地調査、作業検討完了時及び取替作業完了時において、使用器具提案書に記載された内容と

- 現地が明らかに相違するなど疑義が生じた場合は、本市担当者及び施設担当者と協議すること。
- (5) 委託料の変更を求める場合は、委託費内訳書を基に変更内容書を作成し提出すること。
 - (6) 協議を行った結果、委託料の変更を行う場合は契約書の規定による。
 - (7) その他の契約条件は、契約書及び豊岡市契約規則の定めるところによるものとする。

11 完成図書及び完成図等

LED照明器具の更新作業完了後、以下の書類を各施設単位で作成し、本市に提出するものとする。提出については、書面と電子データをDVD-Rに記録したものにより提出すること。

(1) 完成図書

- ア 社内検査報告書
- イ 照度測定結果、絶縁測定結果及び試験成績表等（出来高、品質、安全管理に関する資料共）
- ウ 産業廃棄物処理委託契約書の写し
- エ 産業廃棄物運搬業許可書及び産業廃棄物処分業許可証の写し
- オ 産業廃棄物管理票の写し（電子マニフェストも可）
- カ 施工写真（データ提出は完全版とし、書類提出はダイジェスト版とする。）
完全版では、見積書に記載の照明器具ごとに更新前、更新中（施工状況の確認のため）、更新後、その他必要な箇所及び市から指示のあった箇所の写真を提出すること。
ダイジェスト版では、上記の内容を器具の種類ごとに提出すること。（ベースライト、ダウンライト、ブラケットライト、高天井照明等）
- キ 月報及び作業工程表（月間）
- ク 最終内訳書
- ケ 打合せ記録
- コ 官公庁届出書の写し
- サ 施工器具一覧表
- シ 機器完成図
- ス 製造工場試験結果報告書
- セ 機器取扱説明書
- ソ 出荷証明書
- タ 保証書
- ※ イ、カ、ク、サ、シは各施設単位で提出すること。

(2) 完成図

- ア 完成図の電子データ（図面はCADデータ又はPDFデータ）
- イ 二つ折り製本A1→A3 50%縮小版 1部

(3) 業務完了報告書

- ※ 上記以外で市担当者から提出を求められた書類については、速やかに提出を行い、担当者の承諾を受けること。

12 その他

- (1) 受託者は、照明器具等の設置が完了した箇所から、仮使用を認めること。

- (2) 受託者は、下請業者や協力事業者の選定についても、可能な限り市内事業者（市内に本店又は支店・営業所を置く事業者）を優先するなど、地域への経済波及効果に資するように配慮すること。
- (3) 本市と受託者の責任分担は、原則として表「予想されるリスクと責任分担」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。
- (4) 本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、本市担当者と協議すること。

表 予想されるリスクと責任分担

		リスクの内容	負担	
			本市	受託者
共通	実施要領の誤り	記載事項に重大な誤り	○	
	事業提案の誤り	事業の提案が達成不可の場合		○
	第三者賠償	調査・工事等による騒音・振動による場合	協議	
	安全性の確保	工事等における安全性の確保		○
	環境の保全	工事等における環境の確保		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	協議	
	保険	工事等に係る保険		○
	事業の中止・延期	本市の指示	○	
		施設管理者等の反対による事業の中止・延期	協議	
		設備導入に必要な許可等の遅延によるもの	協議	
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・遅延(詳細は契約書による)	協議	
	物価	急激なインフレ・デフレ(業務委託料に対し影響があるもの)	協議	
	計画変更	本市の指示条件・指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
工事段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・遅延(詳細は契約書による)	協議	
	物価	急激なインフレ・デフレ(業務委託料に対し影響があるもの)	協議	
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	計画変更	本市の指示・判断によるもの	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	工事遅延・完成	本市の責による工事遅延・未完工による引渡しの遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引渡しの遅延		○
	工事費の変更	本市の指示・承諾による工事費の変更	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	性能	要求仕様不適合		○
	一般的改善	引渡し前に工事目的物等に関して生じた損害		○
		引渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○